



LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

沼田ガス株式会社は 2024 年 4 月 2 日公布の液化ガス法「改正省令」について、下記の関係法令を遵守し、商慣行是正に取り組めます。

また、お客様に安心・安全に LP ガスを利用して頂けるよう、保安の確保と安定供給に努め、地域の皆様から選ばれる会社を目指します。

【過大な営業行為の制限】

- ・正常な商習慣を超えた利益供与はいたしません。
- ・LP ガス事業者の切替を制限するような条件付きの契約締結は行いません。
- ・お取引先等から本取組内容の趣旨に反する要請があった場合も、これに応じません
また、そのような要請があった場合は積極的に経済産業省へ通報いたします。

【三部料金制の徹底】

- ・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を早期に導入し、料金透明化を図ります。

【LP ガス料金の情報提供】

- ・賃貸住宅の入居者様へ、オーナー・管理会社等を通じて LP ガス料金を提示出来るよう努めます。
- ・入居希望者から直接 LP ガス料金の問い合わせがあった場合は、これに応じます。

2024 年 7 月

沼田ガス株式会社

